

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、平成23年5月分から平成25年7月分まで、家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、平成24年2月分から平成25年7月分まで、要介護認定を受けた近親者を介護していたことを考慮して、更に月額3万円が、それぞれ賠償された事例。

1445

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号、申立人X1、同X2（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人X1に対し、前項の損害項目に対する和解金として、金135万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは、被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
平成31年1月30日

（仲介委員 市川太）

損害項目		期間	和解金額(円)	既払金額(円)	
申立人 X1					
1	精神的損害	避難慰謝料増額分 (故A氏を介護したこと、及び家族別離による増額)	平成23年5月 ～平成25年7月	1,350,000	0
上記和解金額小計(円)			1,350,000		
上記既払金額小計(円)			0		
支払金額合計(円)			1,350,000		